

みんなで作ろう。 いろいろが、彩るまち

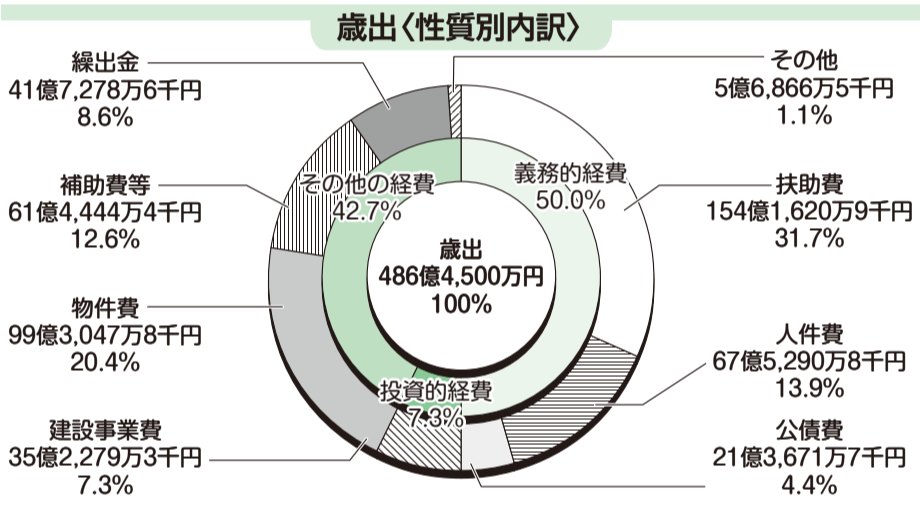
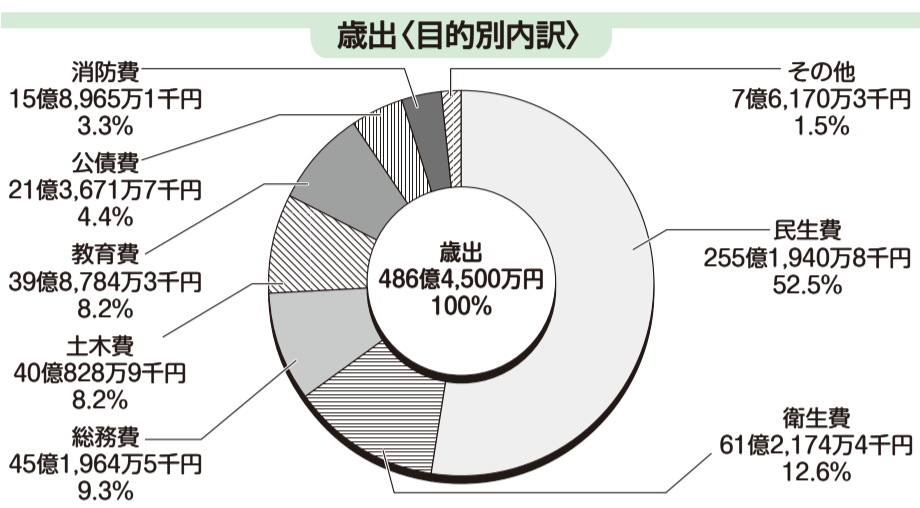
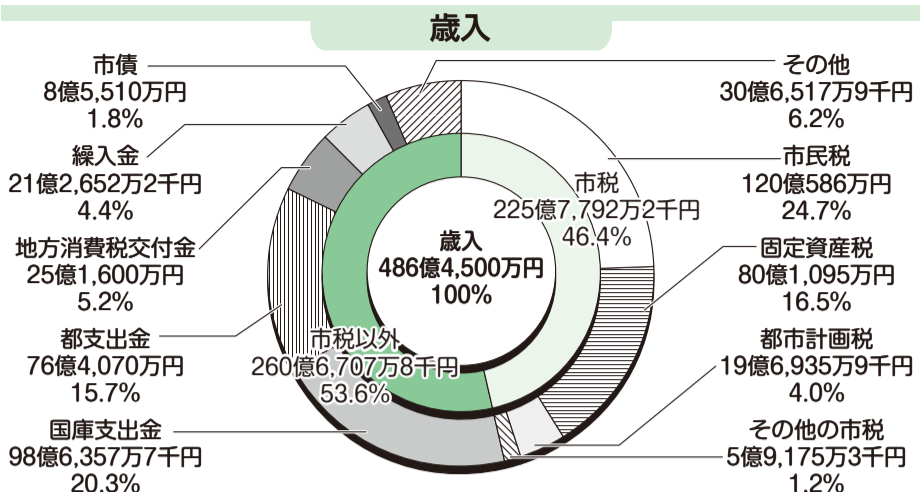
小金井市長 白井 亨

新型コロナウイルス感染症の流行の始まりから早くも4年目となります。長く続く感染症対策に加え、原油価格・物価高騰等の影響により、先行きを見通すことが困難な状況ではありますが、「ポストコロナ」時代の社会経済的に確に対応し、持続的な成長に向けた基盤の整備を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症と物価高騰対策、市全体の保育の質の向上と市立保育園の在り方、新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設事業および優先整備路線を重要な課題として位置付け、その解決を優先して取り組んでまいります。

令和5年度予算については、第5次基本構想の将来像「いかそらみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現に向け、「ニューノーマル時代の質の改革」に取り組み、まちへの誇りと愛着(シビックプライド)を醸成し、選ばれるまちづくりを方針として編成した結果、一般会計の総額は、前年度対比19億5,700万円(4.2%)増の486億4,500万円、特別会計および公営企業会計を含めた全会計では前年度対比29億9,347万4千円(4.2%)増の744億3,037万4千円となりました。

主な事業につきましては、資源物処理施設の整備をはじめ、高校生等の医療費助成の開始ならびに中学生および高校生等の医療費助成にかかる所得制限の廃止、小中学校の老朽化対策および学級数増加への対応ならびにトイレの洋式化、自治体DXの推進事業等が挙げられます。(3面参照)

新市長として当初から務める最初の年度であることから、令和4年3月に策定された第5次基本構想・前期基本計画を継承しつつ、令和5年度は「耕して、種をまく年」と設定し、皆様と一緒に新しい小金井市をめざして、市政運営に全力を尽くしてまいります。



5月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)	労働相談情報センター多摩事務所(立川市柴崎町3-9-2 6階☎042-595-8004)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です(法律相談、税務相談は月1回まで)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	5月2・9・11・16・18・23・25・30日	▷法律相談、交通事故相談は、4月17日から、直接または電話で受け付け	高齢者向け住宅改修相談	第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
税務相談	5月10・24日	いずれも午後1時30分から	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
人身の上相談	5月15日		シルバー人材センター入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所(本町6-5-16 ☎0422-27-7117)
建築・登記・表示登記相談	なし		福祉サービス苦情相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室☎FAX=042-383-1225)へ予約してください
行政相談	5月18日		創業相談店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(https://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	5月17日		福祉総合相談(ひきこもり相談含む)	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日(市休日窓口の第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)(本町5-36-17 ☎042-386-0295)
交通事故相談	5月9日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください			
年金・労務・成年後見制度相談	5月2日				
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=5月1・8・15・22・29日▷午後1時～5時=5月11・18・25日	自立生活支援課(市役所第二庁舎2階☎042-387-9841FAX042-384-2524)			
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	5月11・12・19・26日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください			
ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			